

平成27年 4月 8日

保護者各位

福島県立いわき総合高等学校長 吉 田 豊 彦

生徒への特別な指導および懲戒に関する内容の周知について

陽春の候、保護者の皆様方におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動に格別の御理解と御協力を頂いておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、本校における特別な指導および懲戒の内容については、下記のとおりですので、保護者の皆様の御理解をお願いいたします。

記

### 本校における特別な指導および懲戒について

福島県立いわき総合高等学校

#### <特別な指導について>

- 1 校長が教育上必要であると認めるときは、学校は生徒に対し特別な指導を行うことができる。
  - ア 生徒が法令・法規に違反する行為、本校の規則に違反する行為、その他、本校生としてふさわしくない行為を行った場合などにおいて、校長は当該生徒を特別な指導の対象とすることができる。
  - イ 特別な指導として、訓戒又は学校や家庭における指導などを行う。

なお、特別な指導の内容については、行為の内容、生徒の反省状況等を考慮して、校長が判断するものとする。

#### <懲戒について> (福島県立高等学校学則第29条)

- 1 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に対し懲戒を加えることができる。
- 2 前項の懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の規定による退学は、生徒が次の各号の一に該当する場合に限り、命ずるものとする。
  - ア 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - イ 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - ウ 正当な理由がなくて出席が常でない者
  - エ 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者